

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例 届出及び同意申請チェックリスト

届出者（発電事業者）

※事業（工事）に着手しようとする日の60日前までに届出が必要です。

チェック	チェック項目	※市記載
	届出及び同意について、裏面の内容を確認した	
	太陽光発電設備の設置に係る相談窓口一覧表の添付（担当課 確認欄チェック済み）	
	再生可能エネルギー発電事業届出書（第1号様式） ※届出者は発電事業者になっているか	
	事業計画書（第2号様式）	
	事業区域等状況調書（第3号様式）	
	自治会説明会報告書（第4号様式） （事業地の地区（地域）へ事業計画を説明会してください）	
	近隣関係者説明報告書（第5号様式） （事業地の隣接土地所有者へ事業計画を説明してください）	
	再生可能エネルギー発電事業同意（変更）申請書兼確約書（第7号様式） ※届出者は発電事業者になっているか	
	位置図及び案内図 （設置場所のわかる地図等に着色や印をつける）	
	再生可能エネルギー発電設備の施工図 （太陽光の場合は、太陽電池モジュールの配置を図示したもの）	
	地籍図・公図写し（字図） （地籍図・公図写し（字図）は、事業に係る範囲や地番及び所有者を記入すること）	
	事業区域内の土地の登記事項証明書（原本添付） （土地所有者と届出者が異なる場合、土地の貸借に関する契約書等の写し）	
	他法令による許認可等を受けている場合はその写し	
	その他市長が必要と認める図書 （受給契約書など設備認定の状況がわかるもの） （設置機器等仕様書やカタログなど）	

【対象設備】 太陽光モジュールの総面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備 高さが10mを超える風力発電設備

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例 届出及び同意申請チェックリスト

1 届出について

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例】

第9条 事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第13条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 同意について

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例】

第9条

3 事業者は、市内において事業を施行しようとするとき、又は市内において施行している事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則】

第4条 条例第9条第3項の規定により同意を得ようとする事業者は、条例第9条第1項に規定する期限までに、再生可能エネルギー発電事業同意（変更）申請書兼確約書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

富士宮市役所 環境企画課
環境エネルギー室

令和5年3月改定